

LANにおけるPC(サーバ、クライアント等)設置/変更/撤去の標準

0.92a版

----- 取扱注意事項 -----

特定非営利活動法人日本ネットワーク・セキュリティ協会(JNSA)のセキュリティポリシーワーキンググループにて作成した「情報セキュリティポリシーサンプル」(以下、ポリシーサンプル)をご参照、ご利用される場合、以下の事項に従ってください。

1. 公開の目的

- 1-1. セキュリティポリシーを作成する際の参考
- 1-2. 既存のセキュリティポリシーとの比較によるレベル向上
- 1-3. 既存のセキュリティレベルの大きな把握

2. ご利用にあたっての注意事項

- 2-1. ポリシーサンプルの著作権は、NPO日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA)に属します。
- 2-2. ポリシーサンプルへのリンクは、JNSA事務局(sec@jnsa.org)への一報をもってフリーです。
ただしリンクには必ずJNSAサイトのトップページ(<http://www.jnsa.org/>)を指定してください
- 2-3. ポリシーサンプルの全文もしくは一部を引用する場合には、必ず引用元として「JNSAセキュリティポリシーWG作成ポリシーサンプル」を明記して下さい。営利目的、非営利目的の区別はありません。

ポリシーサンプルの全部あるいは一部をそのまま、ご使用いただく場合：

【出典】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.92a版)」

NPO日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

ポリシーサンプルを一部加工して、ご使用いただく場合：

【参考文献】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.92a版)」

NPO日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

- 2-4. ポリシーサンプルを利用したことによって生ずるいかなる損害に関してもJNSAは一切責任を負わないものとします。
- 2-5. 本ポリシーサンプルを報道、記事など、メディアで用いられる場合には、JNSA事務局にご一報ください。

3. ご意見等連絡先

ポリシーサンプルに関するご意見・ご感想・ご質問等がありましたら、JNSA事務局までE-Mailにてご連絡ください。ただし勧誘、商品広告、宗教関連、チェーンメールのE-Mailはお断りします。

また、E-Mailにファイルを添付する場合は、添付するファイルをアンチウイルスソフトウェア等で予め検査を行ってください。

URL：<http://www.jnsa.org> E-Mail：sec@jnsa.org

LAN における PC (サーバ、クライアント等) 設置/変更/撤去の標準	1
1 趣旨	1
2 対象者	1
3 対象システム	1
4 遵守事項	1
4.1 機材の設置	1
4.2 LAN 接続における留意点	3
4.3 LAN 接続情報の更新、通知手続き	3
4.4 変更手続き	4
4.5 機材の撤去	5
5 例外事項	5
6 罰則事項	5
7 公開事項	6
8 改訂	6

LAN における PC (サーバ、クライアント等) 設置/変更/撤去の標準

1 趣旨

本標準は、当社 LAN 環境への PC (サーバ、クライアント等) 接続において発生し得る各種の問題を未然に防ぎ、情報資産を保護することを目的とする。

2 対象者

本標準は、当社 LAN 環境に接続する全ての利用者に適用される。当社社員のみならず協力会社社員の利用も対象に含まれる。また、特に認められた場合の、社員ではない者の一時的な利用も対象に含まれる。

3 対象システム

本社各フロア、支社・営業所などの管轄拠点において展開される LAN に接続された全てのシステムを対象とする。

4 遵守事項

4.1 機材の設置

- (1) LAN に接続する PC は、『ソフトウェア/ハードウェアの購入および導入標準』に基づいて導入されたものに限る。利用者は個人所有の機材を利用して LAN に接続してはならない。
- (2) LAN に接続する PC は、原則として IP 通信のみを利用する事とし、『サーバ等におけるセキュリティ対策標準』または『クライアント等におけるセキュリティ対策標準』に基づいたセキュリティ対策が施されていないならない。
- (3) LAN に接続する PC の設置にあたって利用者は、情報システム部に以下の情報を申請し、承認を受けなければならない。
 - ・ 利用者情報 (氏名、所属、連絡先等)
 - ・ 利用目的

- ・ 利用形態（設置希望箇所、利用時間帯、利用サービス、予定期間）
 - ・ 利用機器情報（管理者、連絡先、MAC アドレス等ハードウェア情報
- (4) 情報システム部は、利用者からの申請に対し、利用目的、利用形態を審査し、結果を申請者に連絡しなければならない。
- (5) 情報システム部は、利用申請に対し許諾を与える場合に、一定規則に則って PC 名称（ホスト名）、IP アドレスを決定しなければならない。また、必要に応じて DNS、およびディレクトリへの情報登録を行わなければならない。DHCP など、動的に IP アドレスが変化する場合が発生する場合には、その旨を認識しなければならない。
- (6) 情報システム部は、利用申請に対し許諾を与える場合に、接続する HUB・情報コンセント・利用ケーブル番号など、接続箇所を決定しなければならない。
- (7) 情報システム部は、利用者に提供する以下の情報一覧（必要に応じて図を利用）を保存し、管理しなければならない。
- ・ IP アドレス利用一覧
 - ・ PC 名称、DNS 登録一覧
 - ・ 接続箇所利用一覧
- (8) 情報システム部は、利用申請に対し許諾を与える場合に、下記情報を保存し、管理しなければならない。
- ・ 利用者情報（氏名、所属、連絡先等）
 - ・ 利用目的
 - ・ 利用形態（設置箇所、利用時間帯、利用サービス、予定期間）
 - ・ 利用機器情報（管理者、連絡先、MAC アドレス等ハードウェア情報、PC 名称、IP アドレス、アドレス取得形態（固定 IP/DHCP）、接続箇所情報、DNS 登録の有無、ディレクトリ登録情報）
- (9) 情報システム部は、利用申請に対し許諾を与える場合に、申請者に対して下記情報を連絡しなければならない。
- ・ 許諾された利用目的
 - ・ 許諾された利用形態（設置箇所、利用時間帯、利用サービス、予定期間）
 - ・ 利用機器情報（PC 名称、IP アドレス、アドレス取得形態（固定 IP/DHCP））

接続箇所情報、DNS 登録の有無、ディレクトリ登録情報)

4.2 LAN 接続における留意点

- (1) 利用者は、情報システム部が設置している以外の HUB・Router・モデム等を導入してネットワーク形態を変更してはならない。また、それらを利用して他のネットワークに接続してはならない。
- (2) 利用者は、変更申請無しに使用機材の機能を変更、あるいは機能の追加を行ってはならない。また、許可されている目的外で LAN を利用してはならない。
- (3) 情報システム部は、緊急を要する場合など、必要に応じて利用者の LAN 接続を制限（アクセスの制御、切断など）することができる。利用者は、情報システム部から LAN 接続に関する指示があった場合、その指示に従わなければならない。また緊急時には、情報システム部は利用者に対して指示を与える前に LAN 接続を制限してもよい。
- (4) 情報システム部は、利用者の接続形態にあわせ、適切な認証機能・暗号化機能等を提供し、情報の保護に努めなければならない。
 - ・ 無線 LAN を利用する場合には、認証および暗号化機能を利用すること
 - ・ Switching HUB 等を利用して、利用者間でのパケットキャプチャができない仕組みを用いること
 - ・ LAN に接続する機器の通信は、『社内ネットワーク利用基準』に照らして適切な通信のみに限定すること
 - ・ リモートアクセスについては、『リモートアクセスサービス利用標準』に照らして適切な通信のみに限定すること
 - ・ 各サーバへのアクセス状況については、『監視に関する標準』に基づいて対処すること

4.3 LAN 接続情報の更新、通知手続き

- (1) 情報システム部は、利用者に許可した LAN 接続形態が守られているか、許諾後 2 週間以内に、申請内容に照らして確認しなければならない。また半年に一度、部門ごとの LAN 接続状態を確認しなければならない。

- (2) 情報システム部は、利用者に許可した LAN 接続について、申請・変更時に予定していた期間が満了する 2 週間前に、利用者に期間の満了について通知しなければならない。また、期間を満了する PC が周辺業務に影響を及ぼす事が無いか、あわせて調査する事が望ましい。

4 . 4 変更手続き

- (1) LAN に接続する PC の利用目的、あるいは利用形態の変更を要する場合、利用者は、速やかに情報システム部に以下の情報を申請し、承認を受けなければならない。
- ・ 利用者情報 (氏名、所属、連絡先等)
 - ・ 変更事由および変更情報 (利用目的、利用形態、PC 設置申請時から変更された情報)
 - ・ 変更前機器情報 (PC 名称、IP アドレス、アドレス取得形態 (固定 IP/DHCP)、接続箇所情報、DNS 登録の有無、ディレクトリ登録情報)
- 情報システム部は、利用目的・利用形態を審査し、結果を申請者に連絡しなければならない。
- (2) 情報システム部は、利用者からの変更申請に対し、利用目的・利用形態を審査し、結果を申請者に連絡しなければならない。変更申請は、変更時の申請に必要な情報 (箇所、目的、事由) が明確になっていない場合、および変更前と比較して、同等以上のセキュリティを確保できない場合にはこれを認めない。
- (3) 情報システム部は、変更申請に対し許諾を与える場合に、管理している情報 (利用者情報、利用目的、利用形態、利用機器情報) を更新しなければならない。
- (4) 情報システム部は、変更申請に対し許諾を与える場合に、申請者に対して下記情報を連絡しなければならない。
- ・ 許諾された利用目的
 - ・ 許諾された利用形態 (設置箇所、利用時間帯、利用サービス、予定期間)
 - ・ 利用機器情報 (PC 名称、IP アドレス、アドレス取得形態 (固定 IP/DHCP)、接続箇所情報、DNS 登録の有無、ディレクトリ登録情報)

4.5 機材の撤去

- (1) 利用者は、以下に該当する場合、速やかに LAN 接続を終了し、機材をネットワークから切り離さなければならない。あわせて接続終了を情報システム部に報告し、情報システム部の確認を受けなければならない。
 - ・ 申請・変更時に予定していた期間を満了した場合
 - ・ その他情報システム部からの指示を受けた場合
- (2) 情報システム部は、以下に該当する場合、利用者の LAN 接続の終了を確認しなければならない。
 - ・ 申請・変更時に予定していた期間を満了した場合
 - ・ 緊急時など、情報システム部が必要と判断した場合
 - ・ その他接続が不要、あるいは不相当と見なされる場合
- (3) 情報システム部は、利用者の LAN 接続終了にあわせ、利用者管理情報を更新（接続終了と判断できる状態に）しなければならない。
- (4) 情報システム部は、以下の情報一覧を更新しなければならない。
 - ・ IP アドレス利用一覧
 - ・ PC 名称、DNS 登録一覧
 - ・ 接続箇所利用一覧

5 例外事項

業務都合等により本標準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、情報セキュリティ委員会に報告し、例外の適用承認を受けなければならない。

ただし、ウイルス対策・不正アクセスへの対処など、緊急を要する場合にはこの限りではなく、情報システム部が必要と判断した場合には対処を優先し、情報セキュリティ委員会に対し、事後の報告を行うことを認める。

6 罰則事項

本標準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。罰則の適用については『罰則に関する標準』に従う。

7 公開事項

本標準は対象者にのみ公開するものとする。

8 改訂

・本標準は、平成××年××月××日に情報セキュリティ委員会によって承認され、平成××年××月××日より施行する。

・本標準の変更を求める者は、情報セキュリティ委員会に申請しなければならない。情報セキュリティ委員会は申請内容を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。

・本標準は、定期的（年1回）に内容の適切性を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。